

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国の経済は、緩やかな回復基調を維持しているものの、中小企業においては人手不足や労働生産性の伸び悩みなどの課題がある。2019年版中小企業白書によると、最近の業況においても、「良い」と答えた企業の割合が「悪い」と答えた企業の割合を上回っているものの、おおむね横ばいで推移している。また、世界経済の不安定要因となりかねない貿易摩擦問題など海外経済の動向にも十分な注意が必要な状況である。

このように、区民や中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は依然として改善半ばであり、様々な課題への対策が求められるところである。

こうした状況を踏まえ、東京都は、都民の定住確保、中小企業の支援及び過重な負担の緩和等を目的として、「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税負担水準の上限引下げ措置」を実施しているところである。

これらの軽減措置が廃止となれば、区民の生活や中小企業・小規模事業者の経営は更に厳しいものとなり、ひいては地域経済の活性化や回復基調にある景気に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は、東京都に対し、下記事項について令和2年度以降も継続するよう強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
 - 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
 - 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年10月21日

江東区議会議長 米 沢 和 裕

東京都知事 あて